



Title	フランスの刑事和解(2・完)
Author(s)	島岡, まな
Citation	阪大法学. 2004, 54(3), p. 31-56
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55343">https://doi.org/10.18910/55343</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# フランスの刑事和解（二・完）

島岡まな

- 二 はじめ
- （二） 刑事和解とは何か
- （二） 様々な紛争解決手続における刑事和解
- 1 紛争解決手続
- 2 起訴代替手続
- （二） 刑事和解の定義と目的
- 1 刑事和解の定義
- 2 刑事和解の目的
- 3 未成年者に対する刑事和解
- 法的根拠
- （二） 一九九二年一〇月二日の通達および一一月四日のデクレ
- （二） 一九九三年一月四日の刑事訴訟法改正
- （三） 一九九六年四月一〇日のデクレ
- （四） 一九九九年六月二三日の刑事訴訟法改正

(五) 二〇〇一年以降のデクレおよび通達  
運用状況

## 四

(一) パリでの現地調査

- 1 ボビニー大審裁判所
- 2 ボビニー被害者支援組織

3 ナンテール大審裁判所（以上、阪大法学五四巻二号）

(二) リヨンでの現地調査

- 1 リヨン第二大学
- 2 リヨン大審裁判所

3 リヨン司法の家

4 リヨン法の店

(三) グルノーブルでの現地調査

- 1 グルノーブル司法の家
- 2 グルノーブル被害者支援組織

(四) ボルドーでの現地調査

- 1 ボルドー大審裁判所
- 2 ボルドー司法監視および社会復帰センター
- 3 ボルドー和解センター  
おわりに（以上本号）

## 五

(二) リヨンでの現地調査

パリの次に、筆者が調査対象として選んだ都市は、フランス第二の都市リヨンであった。調査時期は、二〇〇一

年三月で、リヨン第二大学人間科学研究所 (Institut des Sciences de l'Homme=ISH) のジャン=ピエール・ボナフェシュミット (BONAFÉSHMITT)<sup>(1)</sup> 教授へのインタビュー及び資料収集、リヨン大審裁判所のリシヨー (RICHAUD) 檢事正へのインタビュー及び資料収集、リヨン司法の家 (Maison de Justice et du Droit)<sup>(2)</sup> (1箇所) での刑事和解見学、リヨン法の店 (Botique de Droit) での社会和解 (médiation sociale) の見学を行った。

### 1 リヨン第二大学

リヨンでの調査は、フランスにおける和解 (médiation) 創設者の一人で和解研究の第一人者でもあるボナフェシュミット教授へのインタビューで始まった。110011年三月初旬、教授の研究室を指定された日の朝10時に訪問し、パリの研究所や裁判所における二回の調査や研修の過程で生じた疑問について質問した。

既に述べたように、<sup>(5)</sup> フランスの刑事和解は、検事正に任命された自然人と法人が行うことができるが、法人（協会）の側の事情や立場を良く知るボナフェシュミット教授に、まず、裁判所と協会における刑事和解の実施比率・協力体制について質問したところ、以下ののような返答を得た。すなわち、刑事和解がフランス各地で自発的に行われていた当初（一九八〇年代後半）、大審裁判所の検事局から刑事和解に適した事件が、（被害者支援）協会にリヨン周辺で年間約六〇件送られていた。しかし、一九九二年一〇月二日の通達及び一一月四日のデクレの前年（一九九一年）に、裁判所付属機関として「司法の家」 (Maison de Justice)<sup>(6)</sup> が創設された後、検事局は事件を協会に送らなくなり、協会は刑事和解以外の司法外和解（社会和解、都市和解、地区和解、共同体和解、市民和解、異文化間社会和解、近隣和解等）<sup>(7)</sup> を処理することとなつた。インタビュー当時リヨン周辺には九〇人の和解人が存在し、被害者が告訴状を提出する前の事件を扱うといつことであった。例えば、HLM<sup>(8)</sup> の事務所が、団地内で近隣者同士の争いが起こった場合協会への相談を勧めるような提携関係が築かれていると言つ。また、既に紹介されている

が<sup>(9)</sup>、和解に關係する代表的な二つの機関（フランス全国の被害者支援協会を統括するINAVEM (Institut national d'aide aux victimes et de médiation =被害者支援及び和解全国組織) ）とCLCI (Comité de Liaison des associations socio-éducatives de Contrôle judiciaire=司法監視社会教育協会連絡委員会) 系の機関「市民と司法」（社会司法協会連盟）（Citoyens et Justice 〈Fédération des associations socio-judiciaires〉）の存在に<sup>(10)</sup>ても、説明を受けた。次に、和解人の研修について質問したが、各協会は研修を非常に重要視しており、最低九〇時間の研修が義務付けられているという返答であった。特に、当事者双方の相互理解を深めるためのコミニケーションのとり方に重点が置かれるとのことであった。さらに、教授が現在最も重要なと考える刑事和解または和解一般に関する問題について質問したところ、和解人の地位向上という答えが返ってきた。すなわち、フランスでは、協会で各種和解に従事する和解人は原則としてヴォランティアで、多くは地域住民の中から公募によって選ばれ、上記の研修を受けた者である。しかし、例えばカナダでは、全和解人の一割が専従職員として給与を得て、フランスでもそのような専従者の増加を政府や自治体に訴えているとのことであった。

フランスにおける和解創設者の一人である教授が全インタビューを通じてしばしば強調した点は、「和解」の厳密な定義は、「双方当事者の相互理解と妥協点の探求という唯一の目的のために、権力とのあらゆる関係を断ち切り（傍点筆者）、中立の第三者によつて行われる対話」であり、本来は司法当局以外の協会のイニシヤチヴにより裁判所外で行われるものとして想定されたはずであったが、司法当局が徐々に関与を強めた結果、現在のフランスで行われている各種和解は理想から遠いものとなりつゝあるという見解であった。パリにおける二回の調査（二〇〇二年九月及び二〇〇三年二月）は裁判所における見学が中心で、このよべな意見は聞く機会がなかつたため、司法当局に協力する法律家又は退職警察官と、地方の研究者や各種協会（association）関係者間の「刑事和解」をめ

ぐる見解の相違、確執が理解でき、大変興味深かつた。

和解研究の第一人者としてヨーロッパのみならず北米にも出張する多忙なボナフェシュミット教授であるが、研究所の中を案内し、和解に関する著書を下さり、<sup>(1)</sup> インタビューの後研究所近くのレストランで昼食までご馳走して下さるなど、非常に気さくで親切な方であった。

## 2 リヨン大審裁判所

リヨンでの第二の調査は、パリの調査と同様、裁判所を訪問し、検事局のスタッフにインタビューをし、実際の刑事和解及び刑事示談を見学させていただくことだった。最初に、リヨン大審裁判所のリショー (RICHAUD) 検事正へ面会を申し込み、インタビューを行った。リショー氏のリヨン以前の赴任先はグルノーブルで、グルノーブル司法の家の設立及びそこでの刑事和解実施開始に尽力したとの説明を受けた。また、上記ボナフェシュミット教授との面会に話が及ぶと、「非常に変わった人物だ」と遠まわしながら批判的な様子を見せ、両者の対立を窺わせた。しかし、後述のグルノーブルでの調査時に面会したグルノーブル被害者支援組織所長ダニエル・ジユリオン氏もリショー氏を批判していたので、エリート検事らしいリショー氏の強引な手法には、協会関係者の不満も強いことが想像された。裁判所側の人間であるリショー氏の主張は、司法外和解（社会和解、都市和解、地区和解、共同体和解、市民和解、異文化間社会和解、近隣和解等）はともかく、犯罪が関わる刑事和解については、裁判所がより深く関与して、全国的な統一基準で行われるべきだというものであった。このような考えは、日本人の刑事法に対する考え方、より馴染むようと思われる。

## フランスの刑事和解（二・完）

### 3 リヨン司法の家

リヨンは、フランス第二の都市で人口も多いため、司法の家 (Maison de Justice et du Droit) も数箇所に分か

表1 「リヨン司法の家」における処理プログラム (2003年)<sup>(15)</sup>

	午 前	午 後
月曜日		刑事示談 + 被害者支援
火曜日	保護観察	起訴代替手続 (成人)
水曜日	起訴代替手続 (少年)	刑事和解
木曜日	刑事和解	起訴代替手続 (成人) + 被害者支援
金曜日	弁護士法律相談	起訴代替手続 (労働法、消費者法)

表2 「リヨン司法の家」における法的義務の遵守要求および  
条件付不起訴 (1998年~2001年)<sup>(16)</sup>

	1998年	1999年	2000年	2001年
事件数	863	977	961	1,004
召喚人数	1,790	2,108	1,992	2,297
出頭人数	1,520	1,512	1,385	1,441
不起訴	462	531	571	622
処分	300	354	313	316
検事局逆送	101	94	77	66
財産犯罪	249	328	323	341
人身犯罪	379	412	403	488
交通犯罪	43	27	20	22
家庭内犯罪	134	133	148	125
労働法違反	37	62	51	18
その他	21	21	16	10

れている。すなわち、メインとなるリヨン司法の家 (Lyon-Sud=南北リヨン)、ヴェニスュー (Veniseux) 司法の家、ブロン (Bron) 司法の家、ヴォルクサンヴェラン (Vaulx-en-Velin) 司法の家のほか、北リヨン支所 (Antenne de Justice et du Droit de Lyon-Nord)、リリューラペック (Rillieux La Pape) 支所、メイズュー (Meyzieu) 支所等がある。各機関で発行している統計資料から、処理プログラム、処理件数等を紹介する。まず、「リヨン司法の家」<sup>(17)</sup> ○一年度活動報告より、処理プログラムを表1に掲げ、法的義務の遵守要求 (Le rappel des obligations de la loi, Rappel à la loi) <sup>(18)</sup>

フランスの刑事和解（二・完）

表3 「リヨン司法の家」における刑事和解（2000～2001年）<sup>(17)</sup>

犯罪類型	事件発生場所			処理期間			処理方法		
	家庭	近隣	職場	1ヶ月以下	1～3ヶ月	3ヶ月以上	書面	電話	面接
暴行	88	12	2	102	24	34	181		208
損壊	11								
脅迫	12	3	2						
保護責任者遺棄	25								
家庭内暴力	3	2							
合計	139 (86%)	17 (10%)	4 (4%)						

表4 「リヨン司法の家」における刑事示談（2001～2002年）<sup>(18)</sup>

総処理件数	52
軽罪	46
違警罪	6
召喚人数	60
出頭人数	38
私費弁護士付き添い	5
公費（常設）弁護士付き添い	19
弁護士なし	12
刑事示談受諾	32
刑事示談拒否	6
10日間の考慮期間要求	1
10日経過後の刑事示談受諾	0
被疑者不出頭	22
被害者召喚人数	77
被害者出席	26
私費弁護士付き添い	22
公費（常設）弁護士付き添い	3
弁護士なし	1

より条件付不起訴（Les classements sous condition）件数を表2に掲げる。この分野での二〇〇一年の被害者出席率は五〇%、加害者出頭率は七六、三%である。また、刑事和解件数を表3に掲げる。この刑事和解の結果、不起訴となつた事件は一五二件、起訴が六件、未処理事件は二件である<sup>(14)</sup>。内容は、双方当事者の和解が八七件（五四%）、和解不成立が三〇件（一九%）、和解の前提条件なしが四三件（二七%）であつた。次に、刑事示談件数を表4に、少年賠償手続を表5に掲げる。少年賠償手続における二〇〇一年の被害者出席率は三三%、加害者出頭率は九二、八%であつた。

表5 「リヨン司法の家」における少年賠償手続 (1998~2001年)<sup>(19)</sup>

	1998年	1999年	2000年	2001年
事件数	121	155	156	126
召喚人数	259	411	373	288
出頭人数	210	283	252	195
不起訴	45	63	66	32
処分	51	62	70	82
検事局逆送	25	30	20	12
財産犯罪	76	88	103	83
人身犯罪	43	64	47	41
交通犯罪	2	3	6	2

筆者は、この「リヨン司法の家」において、刑事和解および刑事示談を見学したので、いくつかの事件について紹介する。訪問当日の刑事和解および刑事示談を担当した検事代理人 (*déléguées du procureur*) は、退職警察官のボナフ (BONNAFFOUX) 氏であった。最初の事件は、二人の二〇代の若者が企業の建物にスプレーで落書きをし、建造物損壊罪に問われたものであった。加害者である二人の若者と被害者代理である企業側の弁護士が出席し、双方が意見を述べた。被害者側弁護士は、建物表面の落書きを消すための費用見積もり (日本円で約二〇万円) を提出した。若者はその額の多さに驚き、洒に酔つて悪ふざけでやつたことと反省の色を見せ、分割払いでの賠償に応じた。ボナフ氏が和解事項を書類に記入し、ボナフ氏、加害者、被害者の全員が署名し、書類は検察官送付手続に回された。次の事件は、二〇代の女性による万引き事件で、被害者側は欠席、加害者の女性は弁護士と共に出席した。女性の弁護士は、女性が看護士の資格を持つた眞面目な人物であること、しかし現在は失業中で、失恋の痛手もあって精神的不安定状態に陥り、出来心で香水一個の万引きを行つたもので、被害は弁償するので起訴はしないで欲しいと要請した。被害者側から、被害の弁償のみで告訴を取り下げるとの書面が提出されていたこともあり、和解はすぐに成立した。

フランスの刑事和解（二・完）

表8 「プロン司法の家」における  
少年賠償手続（2001年）<sup>(25)</sup>

		2001年
事 件 数	119	
召 喚 人 数	252	
出 頭 人 数	191 (70%)	
不 起 訴	31 (26%)	
処 分	81 (68%)	
未 処 理	2 (2%)	
財 産 犯 罪	60 (50.5%)	
人 身 犯 罪	49 (41%)	
交 通 犯 罪	10 (8.5%)	

表6 「プロン司法の家」における  
起訴代替手続件数（2001年）<sup>(23)</sup>

		2001年
事 件 数	586	
召 喚 人 数	1,255	
出 頭 人 数	880 (70%)	
不 起 訴	482 (82.2%)	
処 分	54 (9.2%)	
即 時 出 頭	23 (4%)	
未 処 理	27 (4.6%)	
財 産 犯 罪	184 (31%)	
人 身 犯 罪	313 (53.5%)	
交 通 犯 罪	3 (0.5%)	
家 庭 内 犯 罪	86 (15%)	

表7 「プロン司法の家」における刑事和解（成人）件数（2001年）<sup>(24)</sup>

犯罪 類 型	事件発生場所			処理期間			処理方法		
	家 庭	近 隣	職 場	1ヶ月 以下	1ヶ月～ 3ヶ月	3ヶ月 以上	書 面	電 話	面 接
暴 行	69	28	6	65	22	8	16	95	126
損 壊	11	4	1	11	2	—	8	7	20
脅 迫	11	9	—	10	6	1	2	7	15
保護責任者遺棄	12	—	—	2	8	2	2	7	22
そ の 他	2	1	—	2	1	—	—	2	2
合 計	105	42	7	90	39	11	28	118	185

翌日は、「プロン司法の家」において、前日と同じボナフ氏の行う少年賠償を見学した。最初に、「プロン司法の家」二〇〇一年度活動報告<sup>(21)</sup>より、起訴代替手続件数を表6に掲げる。また、刑事和解（成人）件数を表7に掲げる。この刑事和解の結果、不起訴となつた事件は一三七件、起訴が三件である。<sup>(22)</sup>少年賠償手続を表8に掲げる。この日の少年賠償手続事件は、一件は薬物

事件、一件は幼児に対する強制わいせつ事件であった。最初の事件は、郊外のスラム地域に住む小学生の兄弟（兄弟と妹）（アラブ系アフリカ人）が、密売人から麻薬を仕入れ、近所の中学生や高校生に売っていたという事件で、目前の兄弟のあまりの幼さに少なからずショックを受けた。父親が付き添っていたが、離婚して母親はおらず、父子家庭で父親の職業も安定せず、子どもたちに目が届かないと訴えた。このような刑事未成年の事件も、司法の家で処理されることが理解できた。ボナフ氏は、本人たちには薬物摂取行為がないこと、初犯であることから、地域のカウンセラーの援助を受けるよう父親に指示し、その場で電話をかけて面接日を決めていた。当事者が部屋を去つた後、ボナフ氏は私に向かって「こここの司法の家の担当地域にはリヨン郊外のスラム地域が含まれており、薬物犯罪を始め、治安の悪化と低年齢化が危惧されている」と説明して下さった。

次の事件は、近隣で子どもたちがよく行き来をしている家庭同士で、一二歳の少年が、近所の家の六歳の少女に両親の不在中わいせつ行為を行っていたという事件で、娘の様子がおかしいので聞いた母親が事件を知り、告訴したというものである。少年の母親も付き添つており、母親同士は知り合いで終始なごやかな雰囲気で少年賠償（和解）手続が進められた。日本であれば、まず警察への告訴は行われない種類の事件であると思われたが、双方の親が話し合った結果、うやむやにするのは少年の将来のためによくないとの考慮からあえて告訴し、司法の家という公的な場で第三者も交えて話し合うことを選択したようであり、何事も明確にするフランス人の国民性や家庭教育の一端を垣間見た気がした。二人の母親やボナフ氏が、口々に「性的関係は両者の合意に基づいて持たるべきこと、一方的な性的自由の侵害は絶対に許されないこと」を説き、少年は緊張した面持ちで涙ながらに反省の言葉を口にしており、教育効果は十分であるように思われた。結局、少年が一度とそのような行為を繰り返さないことを誓い、被害者が告訴を取り下げるに同意し、出席者全員が書類に署名して、事件は解決した。

#### 4 リヨン法の店

リヨンでの調査の最終日に訪れたのは、リヨンで全国に先駆けて開始され、特に盛んであると聞いていた「法の店 (Botique de Droit)」であった。最初に日本からインターネットでも調べ、リヨン第一大学人間科学研究所のボナフュシューマット教授も関わっていると知り、紹介を頼んで訪問できることになった「AMELY (Association de Médiation de Lyon)」(リヨン和解協会)を訪問した。いりやは、女性所長のウイツキー (WICKY) 氏に挨拶し、具体的には、法学部を卒業した二〇代と思われる女性一人 (サビンヌ・モレルさんとナタリー・マーシャルさん) が市民の法律相談を受ける様子を見学した。若い二人が様々な難しい相談 (兄弟間の財産争い、家政婦の解雇の相談、賃貸人と賃借人間のトラブル等) に親身になって乗り、できぱぎと処理してゆく様子に感心した。

次に、AMELYでリヨン市内の他の「法の店」を紹介してもらい、その場で電話をかけて了解をとり、訪問した。あいにく和解は行われなかつたが、法律相談の様子は見学できた。この「法の店」は全員地域住民による研修を受けたヴォランティアで運営されており、地域の治安の悪化を受けて、住民が何かできないかと始めたものであるとのことであつた。

#### (三) グルノーブルでの現地調査

リヨンの次に筆者が調査対象として選んだ都市は、筆者が一九九一年から一九九二年にかけて留学し、その後もしばしば訪れているグルノーブルであった。調査時期は二〇〇三年八月で、グルノーブル大審裁判所の検事正ヘイントビュイーを申し込んだがヴァカンス中で不在と断られ、グルノーブル司法の家 (Maison de Justice) へ直接行くよう紹介されたため、そこで刑事和解見学と和解人へのインタビューを行つた。また、三月のリヨンでの調査時

表9 「グルノーブル司法の家」における刑事和解 (2002年)<sup>(26)</sup>

犯罪類型		処理期間			和解	和解事項遵守	経過観察
		1ヶ月以下	1~3ヶ月	3ヶ月以上			
暴 行	557	868	247	320	966	678	222
損 壊	234						
脅 迫	207						
保護責任者 遺棄	172						
DV	194						
財 産 犯	133						
わいせつ	19						
そ の 他	131						
合 計	1,647						

にボナフェシュミット教授から紹介を受けたグルノーブル被害者支援組織「A-I-V (Aide aux Victimes) de Grenoble」所長ダニエル・ジュリオ (Daniel JULLION) 氏を訪問し、インタビューと一緒に資料収集を行った。

### 1 グルノーブル司法の家

最初に、グルノーブル司法の家における刑事和解について、表9に掲げる。

グルノーブル司法の家では、一日間にわたり、女性の和解人 (Médiateur) カメレ (KAMERER) 氏の行う刑事和解を見学した。刑事示談は司法の家ではなくグルノーブル大審裁判所で行われているが、訪問した時期はヴァカンス中で行われていないとのことだった。見学した事件の一部を紹介すると、一件目は、中年の元恋人同士の男性と女性の関係する事件で、別れ話の口論から女性が激怒し、男性の乗用車の窓ガラスを割り、器物損壊罪で男性に告訴されたというものであった。女性は故意で割ったのではないと主張し、男性が反論した。女性は、過失の損壊の場合保険で賠償金が下りるので保険金請求をすれば済むことであつたのに警察に告訴した男性は悪意だと主張した。男性側は、保険金を請求す

れば保険料が上がり、それを被害者である男性が負担するのはおかしいと主張した。それに対して、女性が過去に男性に金銭を貸して返してもらっていない等の話を持ち出し、和解人と筆者の前で声を荒げて怒鳴りあう有様であった。和解人のカメレ氏は、事件と関係のない話をしないよう加害者に注意したり、双方をなだめたりしつつ何か妥協点を探ろうとしたが、双方とも感情的なため合意は困難で、和解不成立に終った。

第二の事件は、水道修理の依頼を受けた男性がある家庭に行き故障箇所を修理しようとしたが、その家の基礎的工事がずさんだったため修理は不可能と告げたところ、その家の主人である若い（三〇代と思われる）男性が激怒し口論となつた。水道業者の男性が怒つて帰ろうとしたところ、その家の男性は門を閉めて敷地内から出さず、警察に電話して「侮辱罪」で告訴したから待てと言つたため、水道業者の男性は益々怒り、家の外に飛び出して追つてきた男性を威嚇するために持つていたスパナを振りかざしてにらみ合つていたところ、到着した警察官に傷害未遂の現行犯で逮捕されたという事件であった。水道業者の男性は興奮しやすい性格らしく、被害者の男性が状況を説明している間黙つて聞くことができず、しばしば口をはさんでカメレ氏から注意されていたが、「ずさんな工事は私の責任ではなく、口論にうんざりして帰ろうとした私を相手が引き止めさえしなければこのような事態にはならなかつたのであり、私こそ監禁罪の被害を訴えることができたのではないか？」という主張はもつともであるようと思われた。他方で、被害者側の男性は終始冷静で物静かに話すのであるが、その瞳は背筋が寒くなるほど冷たく、加害者側が提出したその男性の家に仕事で入つたことのある様々な業者の手紙をカメレ氏が音読するのを聞いたが、「このように冷酷で残忍な性格の男性には会つた事がない」というものが数通あり、むしろ被害者側の男性の方が常にトラブルを起こす問題を抱えているように思われた。カメレ氏がこの男性に具体的な被害もなく、和解ができないかと勧めるのだが、「私は加害者に対する厳罰を望む」と繰り返すのみで合意は不可能であり、和解

表10 グルノーブル被害者支援組織「AIV」<sup>(28)</sup>における被害者支援（2002年）

	2002年
事件 数	1,521
受け入れ人数（人）	2,619
殺人（関連犯罪・以下同様）	42
強姦・強制わいせつ	200
傷 害	390
過失致死	63
保護責任者遺棄	6
脅 迫	79
その他の人身犯罪	85
窃 盗、盗品犯罪	190
毀 畜 罪	52
背信罪・詐欺罪	61
カード犯罪	7
交 通 事 故	325

は不成立に終った。当事者が部屋を後にした後、カメレ氏は筆者と同様の印象を被害者の男性に持つたようで、「この事件はどちらが被害者かわかりませんね」と言われた。

## 2 グルノーブル被害者支援組織

翌日は、グルノーブル被害者支援組織「AIV」所長ジユリオン氏を訪問し、インタビューを行った。グルノーブル「AIV」は、前述したパリの「SOS Victime 九三」同様、INAVEMの下部組織である。<sup>(27)</sup> 三月に訪問したりヨンのボナフェシュミット教授とジユ

リオン氏は親しい友人同士ということで、筆者ることはボナフェシュミット教授から良く聞いていると、快く訪問に応じて下さった。ここでもリヨンの被害者支援協会同様、以前は検事局から送られてくる事件について刑事和解を行っていたが、リヨン大審裁判所でインタビューをしたリショー検事正がグルノーブル大審裁判所検事局に在任中事件を協会に送らなくなつて以来、AIVでは、被害者支援活動に専念しているとのことであった。まず、「グルノーブルAIV」二〇〇二年活動報告書より、被害者支援について、関連する犯罪と共に表10に掲げる。

ジユリオン氏には、刑事和解に関連する現状や問題点等について自由に話していただいた。彼は、リヨンのボナフェシュミット教授と同様、和解協会の初期の創設者の一人であり、フランスで最初に司法の家が創設されたのは

リヨンとグルノーブルの間の街ヴァランス (Valence) であること、その後パリ、リヨン、グルノーブル、ストゥラ  
スブールにほぼ同時にできたことを教えて下さった。ジュリオン氏も初期の和解の理念、すなわち、加害者と被害  
者という区別ではなく、トラブルの双方当事者という立場で、刑罰ではなく話し合い（正に和解）によつて平和的  
に問題解決を図るという理想を熱く語つた上で、現在のフランスにおける刑事和解の大部分が裁判所又はその付属  
機関である「司法の家」内にて行われ、かつ刑事和解はむしろ減少し、被疑者により不利な刑事示談による事件処  
理が大幅に増加している最近の傾向を批判していた。すなわち、一九九三年一月四日の刑事訴訟法改正（刑事和解  
の法的導入）以来、刑事和解の司法化が行われ、一九九九年六月二三日の刑事訴訟法改正（刑事示談の法的導入）  
以来、初期の刑事和解の精神は全く失われたと残念そうに話された。このでも、パリでは見られなかつた裁判所  
(検事局) と協会間の対立・確執が顕著に感じられた。

刑事和解を行えなくなつた現在、グルノーブル AIV が力を入れてゐる活動は、一）市民の法律アクセスの促進、  
二）社会和解、三）犯罪予防、四）被害者支援ということであつた。特に三）犯罪予防は、自治体の安全委員会と  
連絡を取り協議したり、学校内の犯罪予防教育に力を入れ、協会から出張講義をしたり、フランス語（国語）や歴  
史の教師に犯罪予防教育ができるよう研修を行うとのことであつた。

最後に、二〇〇三年一月に法律が改正されたばかりであつた「近隣判事 (Juge de Proximité)」制度について質  
問したところ、最初に以下のような一般的な説明を受けた。すなわち、近隣判事は、三五歳以上の非職業的裁判官  
(パートタイム裁判官) <sup>(29)</sup> で、法學士の資格を持ち、四年以上の法律家としての経験および六ヶ月の研修を得た者に  
資格が付与される。扱う事件は民事の軽微な紛争や刑事の違警罪事件で、紛争や犯罪の増加に職業裁判官の増加が  
追いつかないための苦肉の策ということであつた。全国でまず七〇〇〇人の近隣判事が募集され、研修体制が整い

表11 「ボルドー大審裁判所」等における刑事和解 (2003年8月まで)<sup>(30)</sup>

	大審裁判所	司法の家	アルカッショն (郊外)	レスパール (郊外)
1月	308	50	14	4
2月	242	36	14	6
3月	296	47	6	6
4月	347	33	7	4
5月	210	31	8	12
6月	314	49	6	13
7~8月	112	36	0	1
合 計	1,829	282	55	46

つつあるということであった。次に、協会の活動への影響を聞くと、上記四つのAIVの活動とは特に重ならず、AIVの職員にもキヤリアアップのために近隣判事を目指す者もいて、制度の創設に反対はしないとの立場であった。

#### (四) ボルドーでの現地調査

フランスでの現地調査の最後に筆者が調査対象として選んだ都市は、フランス第七の人口をもつ西南地方の代表的都市ボルドーであった。ボルドーは、リヨンと並び、フランスで最初に和解を開始した先駆的な地域であるということを聞き、調査対象としてパリ、リヨンと並ぶ重要都市であると考えたからである。調査時期は二〇〇三年八月で、ボルドー大審裁判所のブレ(POULET)検事局副局長他複数の検事正へのインタビュー及び資料収集、同裁判所での刑事和解人へのインタビュー、ボルドー司法監視および社会復帰センター(Association Réadaptation Sociale et Contrôle Judiciaire=ARESCJ)での和解見学、少年和解を行うPRA DO協会(ボルドー和解センター)所長(兼少年賠償課長)ジュネ(GENET)氏へのインタビュー及び資料収集を行つた。

## 1 ボルドー大審裁判所

最初に、ボルドー大審裁判所や司法の家における二〇〇三年八月までの刑事和解処理件数を表11に掲げる。ちなみに、二〇〇二年度の総取扱件数は、二九五一件であった。なお、ボルドーでは、刑事示談はあまり行われないという話であった（フランスでは、地方によつて制度の普及率に相違がある点が、日本と異なる）。

ボルドー大審裁判所では、午前中プレ（POULET）検事局副局長他複数の検事正と面会し、最初に即時出頭（Comparution Immédiate）事件、すなわち逮捕され、警察留置場から検察官に送致された被疑者を取調べ、起訴後、午後には軽罪裁判所で即決裁判を行うというフランスの刑事迅速手続を見学した。被疑者はアフリカ人の男性で、二日前の朝に窃盗罪の現行犯で逮捕され、一週間後に裁判所に出頭することを条件に釈放されたが、その夜再び車上狙いの現行犯で逮捕されたというものである。プレ検事正は、「一度チャンスを与えたのに全く反省せず、再犯を行つたことは重大」と厳しい態度で臨み、その場で起訴、軽罪裁判所への移送を指示していた。

その後、パリのボビニー裁判所でも見学した検事局の電話による事件受理の様子を見学した。ボルドー各地の警察署から間断なくかかる電話を受け、即時出頭、刑事和解、予審開始等の処理を即座に決定してゆく様子に、起訴前はそれほど厳密に捜査せず、公判で事件を明らかにしてゆくという姿勢が見られ、日本の精密司法との違いを感じた。

午後は、ヴァカンス中で刑事和解は行われないため、和解人二人にインタビューした。最初の和解人はパリやリヨンと同様、退職警察官のラタスト（LATASSE）氏で、一九九九年から和解人を務めているという。取り扱い事件で多いのは、アルコール中毒による暴力、薬物中毒、軽微窃盗、家庭内暴力、性的侵害、交通犯罪等のことであつた。半日で平均一〇事件を処理し、一件にかかる時間は、平均三〇～四五分ということであった。注目すべき

施策として、二年前から犯罪被害者専用の病院を開設し、警察から直接被害者が送られるシステムを確立しているとのいとで、例えば性的被害にあった被害者を診察し、一件書類 (Procès-verbal) 用の診断書を書く専門の医師を一〇人確保しているとの話であった。

二人目は、女性の和解人フルーリー (FLEURY) 氏で、今までお会いした和解人とは経歴が異なり、ボルドー市を含むジロン県不正競争防止、消費者保護および詐欺的商行為処罰課 (Direction régional de la concurrence, de la consommation, et de la répression de fraude) の公務員として長く経済犯罪に関わった経験を持ち、退職後は、経済犯罪関係専門の刑事和解を扱っているとのことで、週一回半日で平均六～七件を処理するとのことであった。

取り扱う事件の例として、食品輸送に伴う不正事件（過剰積載等）、公衆衛生規則違反事件の他、県庁工業、研究及び環境課 (Direction régional de l'Industrie, de la recherche, et de l'environnement) との連携により、化学物質や発火物質を扱う業者に対する監視や指導を行なっている。また、建築基準法違反事件、税法違反事件、倒産事件、労働法違反事件、年金等不正受給事件等、専門的知識が要求される事件は、すべてフルーリー氏へ送られてくるという話であった。このような専門的な和解人へのインタビューは、他の都市では行なえなかつたので、大変興味深かつた。

## 2 ボルドー司法監視および社会復帰センター

翌日は、市中心部にあるボルドー司法監視および社会復帰センター (ARESCJ) を訪問した。いじは、他の都市の協会と異なり、司法の家や裁判所内ではなく、協会内で刑事和解を行なっている他、その名称からもわかるように、日本の保護観察所と同様の機能を担つており、CLCJ系の「市民と司法」 (Citoyens et Justice) グル

## フランスの刑事和解（二・完）

表12 「ボルドー司法監視および社会復帰センター」における刑事和解<sup>(31)</sup>  
(1999年～2002年)

	1999年	2000年	2001年	2002年
刑事和解	1,150	890	898	620

表13 「ボルドー司法監視および社会復帰センター」における刑事和解<sup>(32)</sup>  
(犯罪別・2002年)

	2002年
事件数	706
傷害	289
盜、盗品犯罪	105
毀棄罪	120
家庭内暴力	183
その他	9

ープに属している。一九八四年の創設直後から刑事和解を行なつており、フランスで最も早く刑事和解を開始した協会の一つと言える。表12に最近四年間の刑事和解の処理件数を、表13に二〇〇二年の刑事和解で処理された犯罪の内訳を掲げる。

ここでは、和解人の二人の女性（シルビー・バスさんとロランヌ・ボナコルタさん）（三〇歳代と思われる）の行なう刑事和解を見学した。ヴァカンス中のため、事件は、学生同士の街中の喧嘩により、乗用車を傷つけられた女子学生が加害者の男子学生を告訴した事件一件のみであった。双方とも当時酒に酔っていたらしく、現在冷静になつてみると、加害者も被害者も自分の言動を反省していた。当事者が学生同士ということで相互理解も容易で、加害者が損害賠償をすることを約束し、和解が成立した。

礼を述べての帰り際、バスさんとボナコルタさんは、「今日のような事件は正に和解手続にふさわしいものだが、このように容易な事件ばかりではない」と話されていた。

### 3 ボルドー和解センター

ボルドーでの調査の最後は、P R A D O 協会（ボルドー和解センター）所長（兼少年賠償課長）ジュネ（GENET）氏へのインタビューであった（場所は、筆者の便宜を考慮していただき、ボルドー大審裁判所内

表14 成人刑事和解と少年賠償手続（少年和解）との異同

	刑事和解 (Méiationion péale)	少年賠償手続 (Réaration péale)
定 義	被害者の告訴状提出後に行なう双方当事者間の和解手続	少年犯罪者のための教育的施策
対 象 者	成人及び少年	少年
対 象 犯 罪	損害を惹起した刑法上の犯罪	あらゆる刑法上の犯罪
目 的	1. 損害の回復 2. 社会平和の回復 3. 再犯防止	1. 再犯防止 2. 社会平和の回復 3. 損害の回復
法 的 根 拠	刑事訴訟法第四一条	少年犯罪に関する一九四五年のオルドナンス第12／1条
決 定 主 体	検事局	検事局又は裁判所
関 与 時 期	起訴前のみ	刑事手続のすべての段階
手段・処 分	当事者間の和解 損害賠償	一法的義務の遵守要求 —被害者または地域のために行なわれる加害少年による奉仕活動 —少年に対する様々な教育
実 施 条 件	犯罪の自認 双方当事者の面会可能性	犯罪の自認 少年と親権者との面会可能性 少年と親権者との対話可能性
実 施 期 間	損害回復時期による	教育手段の期間による（約六ヶ月）

で行つた）。

PRADO協会は、軽微犯罪への対応と再犯防止を目的としており、特に少年賠償手続（少年和解）に力を入れてゐる協会である。一九八九年に創設され、現在フランス全土に二五施設と七五〇人の職員を抱えている。成人の刑事和解と少年賠償手続（少年和解）との異同はわかりにくいが、ジユネ（GENET）氏から、表14に掲げる表配布と明快な説明を受けた。

この表からもわかるように、成人の刑事和解は、起訴代替手続として位置づけられ、被害の迅速な回復に重点が置かれているが、少年賠償手続は、あくまで少年への教育効果に重点が置かれており、この点は少年犯罪の被害者にも理解を求め、大方の理解は得られ

ているとの話であった。フランス全国で年間一万五千人の少年犯罪者の処分が行なわれるうちの七〇〇人がPRA DOで取り扱われることで、約八〇%は教育効果が見られ、成功しているとの話であった。氏によれば、少年賠償手続導入は、少年犯罪の増加と共に、従来の保護思想を脱し、少年にも責任感を持たせるべきだという世論に対し、厳罰化という方向ではなく、犯罪少年と被害者の対話を促し、時間をかけて少年に自分の行なった行為の意味を自覚させ、奉仕活動等により責任をとらせる一方で、家族にも自覚を促し、被害者も少年との対話を通じて处罚感情の緩和を図るという方向を呈示したものであるという。この点は、日本の状況にも大変参考になると思われた。

## 五 おわりに

以上、平成一四年度から一五年度にかけての二年間、文部科学省科学研究費を受けた「フランスにおける刑事和解の研究」の内容を、刑事和解の定義、法的根拠、運用状況（三回四都市にわたる現地調査結果）を中心に紹介した。

この研究から得られた「フランスの刑事和解」をめぐる筆者の理解について、最後にもう一度簡単にまとめておく。

(一) 「刑事和解(médiation pénale)」という言葉は様々な場面で多用されるが、その定義は一律ではない。フランスの首都パリでは、前述した五種類の起訴代替手続(Les mesures alternatives aux poursuites)<sup>(33)</sup>すべてを総括して刑事和解と呼んでいる。これはいわば広義の刑事和解である。これに対して、リヨン、グルノーブル、ボルドーの地方三都市では、そのうちの四種類を除いた狭義の刑事和解のみを刑事和解と呼んでおり、他の四種類、特

に一九九九年六月二三日の法律によつて創設された刑事示談などは、本来の刑事和解の精神からかけ離れた従来の刑事手続の延長上の単なるダイバージョンに過ぎないと関係者の多くは批判している。

(一) 一九八〇年代半ば、フランスの一部地域（特にリヨン、ボルドー）の研究者や各種協会(association)関係者によつて自発的に開始された「刑事和解」の理念は、国家と犯罪者の関係を中心とする刑事手続の中で忘れられた存在であつた被害者に光を当て、また従来の刑事罰のみでは犯罪者の真の社会復帰も望めないとの考え方から、刑事手続を国家の独占から再び私人（地域社会）の関与を許す手続へと変化させることにより、被害者と加害者の対話・和解を通した真の問題解決を目指すものであつた（修復的司法）。その背景には、一九六八年パリ革命以降世界中に波及した学生運動にも起源を持ち、一九八〇年代の社会党（ミツテラン大統領）政権下で勢力を伸ばしたフランスの政治的左派（進歩派）<sup>(34)</sup>に属する研究者・運動家の活躍があつた。しかし、一九九〇年代以降、刑事和解の法律化が進み、それは同時に、保守政権（シラク大統領）への転換及び司法当局による刑事和解の権限を取り戻す動き（各裁判所付属機関である司法の家＝和解所の創設）と重なつた。現在のフランスにおける司法当局側（法律家又は退職警察官等）と地方の研究者・各種協会(association)関係者間に刑事和解をめぐる根強い見解の相違、確執が存在する背景には、これらの政治的対立が存在する。

(二) 上記（一）とも関係するが、現在のフランスでは、全刑事手続に占める刑事和解の件数は、全国的に横ばい（地方によつては減少）傾向を示し、代わりに一九九九年六月二三日の法律によつて創設された刑事示談（composition pénale）件数が大幅に増加している。日本の略式命令類似の制度である刑事示談は、犯罪被害者と加害者の対話という本来の刑事和解とは異質のものであり、二〇〇二年九月九日の法律以降、刑事示談の適用範囲は拡大され、その事実が第一前科簿に記載されることとなつたこともあり、刑事和解本来の理念に忠実な実施を求める

るリベラル派の研究者・各種協会 (association) 関係者は批判を強めているが、この傾向は今後益々顕著になつてゆくようと思われる。その理由として、一方で、フランス社会全体の都市化、移民・外国人増加と文化的葛藤の増大及び一世に続く世代の非行化、貧富の差の拡大、（行き過ぎた自由主義というよりは、世界的傾向である過度の商業主義に基づくと思われる）古典的な倫理観の崩壊等、自浄機能の低下により、全犯罪数が増加し、軽微な犯罪を起訴・公判という正規の刑事手続に乗せる余裕がないという事情があり、この傾向は今後も留まるとは思えない。他方で、社会の保守化傾向に伴い、刑事和解の実施主体が民間の協会から公的な司法当局へ移り、かつその内容も、対話というよりはむしろ、司法当局による一方的な処分の提案（拒否すれば起訴が待つてているという意味で、被疑者にとつてはほぼ選択の余地のない厳しいもの）となつてはいるが、このような迅速な手続は、最近の「近隣判事」（*Juge de proximité*）の創設に見られるように、フランスで今後益々推進されると思われるからである。

（四）以上の考察から、日本における刑事和解導入の可能性について検討してみる。

フランスで実際の刑事和解を見学し、上記（三）でも述べたように、刑事和解導入の一因となつたフランス社会全体の自浄機能の低下を示す近隣同士の騒音をめぐる争いから発展した暴力事件、公共交通機関の無賃乗車やステーパーマーケット・デパートでの万引き、中学・高校生のみならず小学生にも広がる薬物汚染、暴力、都市や郊外で頻発する建造物損壊等の犯罪に多く接したが、日本ではまだここまで進んでいないし、今後も直ちに増加するとは思えない。しかも、日本ではもともと警察段階での微罪処分、検察官の多大な起訴裁量、被害者との示談制度、略式命令などが存在し、軽微な犯罪を正式な手続に乗せる前に迅速に処理するシステムが確立しており、フランスのように軽微犯罪処理のために新たな制度を導入する必要性に乏しいと言えよう。

また、フランスでは、一九八〇年代の刑事和解の導入に際し政治的リベラリズムの影響が大きかつたが、現在そ

の影響は減少しており、ましてや現在の日本では、そのような傾向はさらに少ないようと思われる。また、和解システムは、もともと交渉を重視するアングロサクソン系民族のメンタリティに合致する制度で、フランスを始めとするラテン系民族のメンタリティには合わず普及が困難であると言う話を、リヨン、グルノーブル、ボルドーの協会関係者から聞いたが、筆者から見れば、日本人はラテン系民族以上に直接的対話・交渉が苦手な民族であるように思われる。

以上の点から、日本における刑事和解導入の可能性は、現時点ではかなり低いように思われる。しかし、フランスにおいて刑事和解を行う司法の家や各種協会で同時に被害者支援が積極的に行われている点は学ぶべきであろうし、司法改革が進展するにつれ、民事ADRの拡充、刑事裁判員制度の導入等により、日本国民の司法参加に対する積極性が増せば、将来わが国にも刑事和解導入可能性がまつたくないとは言い切れないであろう。そのような場合の比較法的資料として、拙稿が少しでも参考となれば幸いである。

〔追記〕本稿は、平成一四〇一五年度科学研究費による「フランスにおける刑事和解の研究」の研究成果である。

(1) 教授の名前は、パリ第二大学の裁判外紛争解決研究所 (CEMAR=Centre d'Etudes des Modes Alternatifs de Règlement des Conflits) を紹介してくださった一橋大学の山本和彦教授に教えていただき、インターネットで検索した電子メールアドレスにメールを送ったところ、面識がないのにも拘わらず、インタビューや快諾していただいた。

(2) 中村＝新倉＝今関監訳『フランス法律用語辞典』(三省堂、一九九六年) では「和解所」と訳されているが、本稿では直訳した。

(3) 本誌五四巻一号五七頁参照。

(4) Jean-Pierre BONAFÉ-SCHMITT 教授は、和解に関するヨーロッパ全体の統括組織である Master Européen en

Médiation の研究責任者でもある。

- (5) 和解人 (médiateur) の資格は、一九九六年四月一〇日の「*アクレ*」により定められた。本誌五四卷一号六七頁以下参照。
- (6) 本誌五四卷一号六五頁参照。
- (7) 本誌五四卷一号五七頁参照。
- (8) Habitation à loyer modéré = 低賃住宅の略で、たいてい郊外にあるのの名称の団地内及び周辺がスラム化し、少年非行や犯罪の温床となることが多い、近隣者同士の争いも絶えない。
- (9) 有賀祥一・太田達也「フランスにおける刑事和解」*捜査研究*五〇卷二号 ((100) 1年) 六一頁以下。
- (10) 有賀・太田・前掲論文六四頁も参照。
- (11) Jean-Pierre BONAFÉ-SCHMITT, «La médiation», *La documentation Française*, 2002, Master Européen en Médiation, «Médiation en Europe», Institut Universitaire Kurt Bösch, 2002.
- (12) Maison de Justice et du Droit de Lyon, «Rapport d'activité 2001», Ministère de la Justice.
- (13) ナシス奈々江・本誌五四卷一號五九頁云々参照。
- (14) Maison de Justice et du Droit de Lyon, «Rapport d'activité 2001», p. 21.
- (15) ibid., p. 4.
- (16) ibid., p. 11.
- (17) ibid., p. 21.
- (18) ibid., p. 30.
- (19) ibid., p. 33.
- (20) かくに述べたように、刑事和解は被疑者が犯行を認めている場合にのみ行われるため、被疑者から言葉は使わず、加害者から言葉を使へ。
- (21) Maison de Justice et du Droit de Lyon, «Rapport d'activité 2001», Comité de Pilotage du 8 Mars 2002.
- (22) ibid., p. 20.
- (23) ibid., p. 10.

- (24) *bid*, p. 20.
- (25) *bid*, p. 22.
- (26) グルノーブル司法の家で配布された統計資料<sup>24</sup>による。
- (27) 本誌五四巻一号七八頁以下参照。
- (28) *«Rapport d'activité Année 2002»*, AIV de Grenoble.
- (29) フランス語の *Jurist* の記載<sup>25</sup>、日本の法曹とは異なり、和解人や各種協会の職員経験等も「法律家」としての経験に含まれる。
- (30) ポルムー大審裁判所で配布された統計資料<sup>26</sup>による。
- (31) *«Rapport d'activité 2002»*, A.Ré.S.C.J., p. 13.
- (32) *ibid.*, p. 29.
- (33) ①法的義務の遵守要求 (Le rappel des obligation de la loi), *Rappel à la loi*’、②条件付不起訴 (Les classements sous condition)’、③刑事示談 (composition pénale)’、④少年賠償又は支援手続 (La mesure ou l'activité d'aide ou de réparation, réparation des mineurs)’、⑤刑事和解 (médiation pénale) の五種類である。詳細は、本誌五四巻一号五九～六二頁参照。
- (34) ニル・第二大学人間科学研究所のボナフェンヌマット教授、グルノーブル被害者支援組織所長ダニエル・ジュリオ・ニ氏の両者が指摘した政治的背景である。